



東電元会長らを強制起訴した「東電刑事裁判」は最高裁へ！

東電と密接な関係のある最高裁・草野耕一裁判官に「東電刑事裁判」の審理を回避するよう求める署名

最高裁判所 第二小法廷 裁判官 草野耕一 様

東電元経営陣3名を被告人として刑事責任を問う東電刑事裁判は、一審東京地裁・二審東京高裁で全員無罪とする判決が出されており、現在、判決を不当として上告をしています。

この事件を審理する、最高裁第二小法廷の草野耕一裁判官は、東京電力やその関連会社に法的アドバイスを行っている複数の弁護士が所属する「西村あさひ法律事務所」の元代表です。

同事務所の共同経営者である新川麻弁護士は、政府のエネルギー関連の多くの諮問委員会の委員を務め、生業訴訟など4つの避難者訴訟が最高裁で審理されていた2021年から、東京電力の社外取締役役に就任しています。また、同事務所の顧問で、元最高裁判事である千葉勝美氏は、東京電力の依頼を受け、生業訴訟で東電と国の賠償責任を否定する意見書を提出しています。

裁判官は、独立して中立・公正な立場に立つことはもちろん、外見上も中立・公正であることを求められていることから、草野耕一裁判官は本件を担当するにはふさわしくなく、本件の審理から自ら身を引く「回避」を決断するよう求めます。

<参考> 東電刑事裁判とは？ *詳しくは福島原発刑事訴訟支援団ウェブサイトをご覧ください

2011年3月11日から発生した東京電力福島第一原発事故について、刑事責任を問う唯一の裁判です。被告人は、勝俣恒久東京電力元会長ら3人です。罪名は業務上過失致死傷罪。津波対策を怠って事故を引き起こし、社員や自衛官らにけがをさせ、避難途上にあった双葉病院の患者44人を死亡させた罪です。

この刑事裁判は、全国1万4千人以上の刑事告訴・告発を検察庁が不起訴としたものの、一般有権者からなる検察審査会が「強制起訴」を決めたことにより開かれました。東京地裁・東京高裁では全員無罪の判決が出されました。検察官役の指定弁護士は「原子力行政に忖度した判決だ」と批判して、最高裁に上告中です。

お名前	ご住所
	都・道 府・県
	都・道 府・県
	都・道 府・県
	都・道 府・県
	都・道 府・県

<呼びかけ・集約> 福島原発刑事訴訟支援団 福島原発告訴団

〒963-4316 福島県田村市船引町芦沢字小倉 140-1

メール info@shien-dan.org 電話 080-5739-7279 <https://shien-dan.org/>

第3次集約 2024年4月6日

